

③ 計画の位置づけ

本行動計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、地域のニーズなどを考えながら、すべての子育て家庭と子どもたちを対象に、本町がこれから進めていく次世代育成支援対策の目標や方向性を示したものです。

【参考】

次世代育成支援対策推進法（抜粋）

〈次世代育成支援対策推進法〉

第8条第1項

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

④ 計画の期間

当計画は、平成22年度を初年度とし、平成26年度を目標年次とする5年間の計画です。

なお、社会・経済情勢の変化や、本町の子どもと子育て家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

次世代育成支援対策行動計画の推移

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
初回策定	第1期計画期間（前期計画）						見直し期間	第2期計画期間（後期計画）			

⑤ 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、児童福祉関係者、教育関係者、行政機関関係者などで構成される「桂川町次世代育成支援対策行動計画策定委員会」において協議を行いました。

現状分析

- ・基礎統計データなどの資料分析
- ・桂川町子育てに関するアンケート調査（※1）
（12歳未満の子どもがいる全世帯対象）
- ・既存計画などの文献調査

現状・課題の抽出

事務局（健康福祉課）

保育サービスニーズ量や施策の方向性について
各関係課・係を中心に協議・調整

計画原案などの提案

意見具申

桂川町次世代育成支援対策行動計画策定委員会（全7回）

- ・計画内容について協議・承認をいただく場
- ・計画内容の決定機関

※ は、住民参加による策定プロセスを示す。